

○路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安
委員会の意見聴取等に関する運輸省との覚書について
(昭和40年10月18日例規第18号)

みだしの覚書については、覚書の改正の趣旨および運用上の留意点について周知を図
るために、大阪陸運局長との申合せ事項の処理について定めたものです。